

計画の名称	弘前市中心拠点地区（第2期）都市再生整備計画												
計画の期間	令和04年度～令和08年度（5年間）								重点配分対象の該当	○			
交付対象	弘前市												
計画の目標	大目標：既存ストックの有効活用による賑わいのあるまちづくりと多世代交流拠点の形成 目標1：歴史的・文化的資源を活かした健康で住みやすいまちづくりによる賑わい創出 目標2：新たな多世代交流拠点の形成による賑わい創出と交流人口の増加、気軽に楽しみ交流できる居場所づくり 目標3：官民が連携した公共的空間等の利活用や創業支援等による居心地が良く歩きたくなる空間づくり												
全体事業費（百万円）	合計（A+B+C+D）	60	A	60	B	0	C	0	D	0	効果促進事業費の割合C / (A+B+C+D)	0	%

番号	計画の成果目標（定量的指標）			
	定量的指標の定義及び算定式	定量的指標の現況値及び目標値		
		当初現況値 令和元年度	中間目標値	最終目標値 令和9年度
1	中心市街地の歩行者・自転車通行量を17,472人/日（R元）から23,000人/日（R9）に増加。 中心市街地の主な集客施設への来街者数 中心市街地の歩行者・自転車通行量 = (R元年度実測値) + (事業実施による波及効果加算値)	17472人/日	人/日	23000人/日
2	中心市街地の主要観光施設入込客数を1,998,285人/年（R元）から2,301,000人/年（R9）に増加。 中心市街地の観光施設（9施設）の入込者数 中心市街地の主要観光施設入込客数（人/年） = (R元年度実測値) + (事業実施による波及効果加算値)	1998285人/年	人/年	2301000人/年
3	中心市街地の市全体に対する居住人口割合を5.9%(R元)に維持。 市全体人口に対する中心市街地の居住人口の割合 中心市街地の居住人口割合（%） = (中心市街地の住民登録者数) ÷ (市全体の住民登録者数)	6%	%	6%
4	地価の下落を抑制・現状を維持。（経済動向を示す指標）（土手町121-1） 中心市街地の公示価格（計画地区内の拠点周辺の地価） 国土交通省地価公示・都道府県地価調査	66700円/㎡	円/㎡	66700円/㎡

備考等	個別施設計画を含む	-	国土強靱化を含む	-	定住自立圏を含む	-	連携中枢都市圏を含む	-	流域水循環計画を含む	-	地域再生計画を含む	-	避難確保計画の策定	避難行動要支援者名簿の提供
-----	-----------	---	----------	---	----------	---	------------	---	------------	---	-----------	---	-----------	---------------

A 基幹事業

基幹事業(大)	番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	種別1	種別2	要素となる事業名 (事業箇所)	事業内容 (延長・面積等)	市区町村名/ 港湾・地区名	事業実施期間(年度)					全体事業費 (百万円)	費用 便益比	個別施設計画 策定状況
												R04	R05	R06	R07	R08			
一体的に実施することにより期待される効果																			
備考																			
都市再生整備計画事業	A10-001	都市再生	一般	弘前市	直接	弘前市	-	-	弘前市中心拠点地区(第2期)都市再生整備計画 まちなかウォークアブル 推進事業	滞在環境整備事業、事業活用 調査(44.2ha)	弘前市						60	-	
												小計						60	
											合計						60		

交付金の執行状況

(単位：百万円)

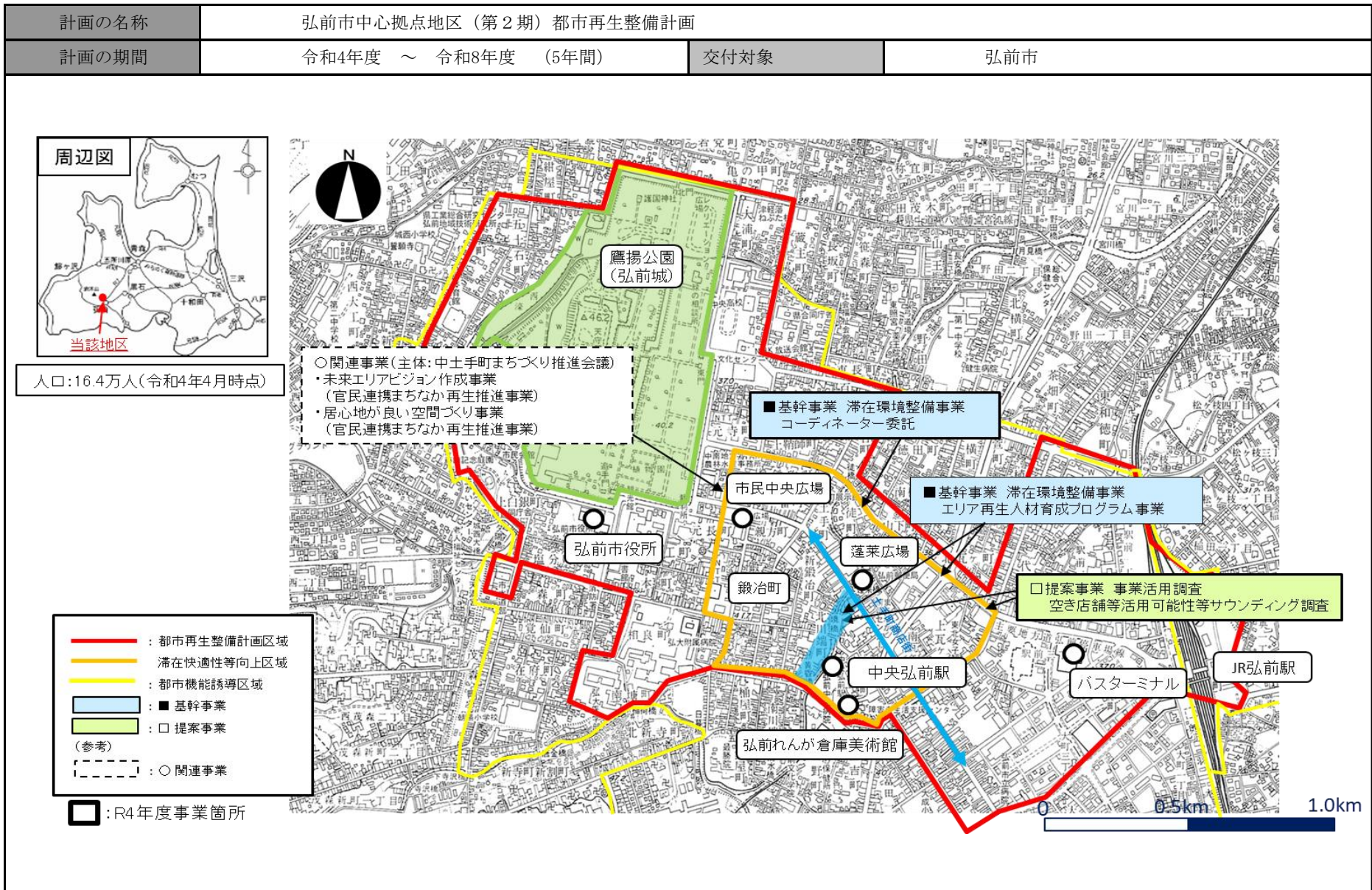
	R04				
配分額 (a)	7				
計画別流用増 減額 (b)	0				
交付額 (c=a+b)	7				
前年度からの繰越額 (d)	0				
支払済額 (e)	1				
翌年度繰越額 (f)	6				
うち未契約繰越額(g)	6				
不用額 (h = c+d-e-f)	0				
未契約繰越率+不用率 (i = (g+h)/(c+d))%	85.71				
未契約繰越率+不用率が10%を超えている場合その理由					

事前評価チェックシート

計画の名称： 弘前市中心拠点地区（第2期）都市再生整備計画

事 前 評 価	チェック欄
I. 目標の妥当性 都市再生基本方針との適合等 1) まちづくりの目標が都市再生基本方針と適合している。	○
I. 目標の妥当性 都市再生基本方針との適合等 2) 上位計画等と整合性が確保されている。	○
I. 目標の妥当性 地域の課題への対応 1) 地域の課題を踏まえてまちづくりの目標が設定されている。	○
I. 目標の妥当性 地域の課題への対応 2) まちづくりの必要性という観点から地区の位置づけが高い	○
II. 計画の効果・効率性 目標と事業内容の整合性等 1) 目標と指標・数値目標の整合性が確保されている。	○
II. 計画の効果・効率性 目標と事業内容の整合性等 2) 指標・数値目標と事業内容の整合性が確保されている。	○
II. 計画の効果・効率性 目標と事業内容の整合性等 3) 目標及び事業内容と計画区域との整合性が確保されている。	○
II. 計画の効果・効率性 目標と事業内容の整合性等 4) 指標・数値目標が市民にとって分かりやすいものとなっている。	○
II. 計画の効果・効率性 目標と事業内容の整合性等 5) 地域資源の活用はハードとソフトの連携等を図る計画である。	○
II. 計画の効果・効率性 事業の効果 1) 十分な事業効果が確認されている。	○
II. 計画の効果・効率性 事業の効果 2) 事業連携等による相乗効果・波及効果が得られるものとなっている。	○
III. 計画の実現可能性 地元の熱意 1) まちづくりに向けた機運がある。	○
III. 計画の実現可能性 地元の熱意 2) 住民・民間事業者等と協力して計画を策定している。	○
III. 計画の実現可能性 地元の熱意 3) 継続的なまちづくりの展開が見込まれる。	○
III. 計画の実現可能性 円滑な事業執行の環境 1) 計画の具体性など、事業の熟度が高い。	○

参考図面（社会資本整備総合交付金）



— : 都市再生整備計画区域
— : 滞在快適性等向上区域
— : 都市機能誘導区域
 : ■ 基幹事業
 : □ 提案事業 (参考)
 : ○ 関連事業
 : R4年度事業箇所

都市再生整備計画(第4回変更)

ひろさき
弘前市中心拠点地区(第2期)

青森県 ひろさき
弘前市

令和6年2月

事業名	確認
都市構造再編集中支援事業	■
都市再生整備計画事業	□
まちなかウォークブル推進事業	■

都市再生整備計画の目標及び計画期間

都道府県名	青森県	市町村名	ひろさき 弘前市	地区名	ひろさき 弘前市中心拠点地区(第2期)	面積	237.9	ha
計画期間	令和	4	年度	～	令和	8	年度	
				交付期間	令和	4	年度	～
					令和	8	年度	

目標

- 大目標:既存ストックの有効活用による賑わいのあるまちづくりと多世代交流拠点の形成
- 目標1:歴史的・文化的資源を活かした健康で住みやすいまちづくりによる賑わい創出
 - 目標2:新たな多世代交流拠点の形成による賑わい創出と交流人口の増加、気軽に楽しみ交流できる居場所づくり
 - 目標3:官民が連携した公共的空間等の利活用や創業支援等による居心地が良く歩きたくなる空間づくり

目標設定の根拠

- 都市全体の再編方針(都市機能の拡散防止のための公的不動産の活用を含む、当該都市全体の都市構造の再編を図るための方針)
- ・市の中心部から約2.5kmの範囲でコンパクトに形成されている市街地において、多様な都市機能が集積した中心部と日常生活を支える機能が備わった生活拠点となる地域を従来よりもサービスレベルの高い公共交通でつなぎ、快適な居住環境を創出することで、コンパクトで暮らしやすいまちを維持し、弘前ならではの多様な暮らしを楽しめるまちづくりを推進する。
 - ・JR弘前駅を起点とした循環バスの運行などにより、公共交通と徒歩で円滑にアクセスできる都市機能(医療施設、商業施設、行政施設等)が立地している中心部において、これら既存の都市機能を維持・活用していくとともに、新たな交流拠点を整備することで、回遊性が高く、魅力的で賑わいのあるまちづくりを推進する。また、都市機能誘導区域の一つである「中心地区」において、令和2年7月にグランドオープンした誘導施設である「弘前れんが倉庫美術館」と、隣接する「土淵川吉野町緑地」との運動により、賑わいの創出につながる新たな人の流れを生み出す。
 - ・中心部と主要バス路線等でつながった周辺地域は、住宅を主体とした市街地が形成され、住民の日常生活を支える機能が備わった地域の生活の拠点となる地域となっている。今後、高齢化が更に進展する中で、これらを身近な地域拠点として、住民や民間事業者等と連携しながら都市機能の充実を図ることににより、歩いて暮らせる環境づくりを推進する。
 - ・都市機能誘導区域(地域拠点)の一つである「和徳地区」に位置する「弘前総合保健センター」のほか、「健康・交流・学び」に資する機能を「中心地区」に集約・再編した「健康づくりのまちなか拠点」を整備し、人口減少の要因の一つである、平均寿命が全国平均より低いという重要課題解決のため「健康寿命の延伸」に取り組むとともに、中心地区におけるそれぞれの都市機能が相互に連携することで、まちなかの回遊促進と賑わいの再構築を図る。
 - ・大きな病院や高校、大学、大規模商業施設など、弘前の求心力の源となっている施設は、住環境や交通体系インフラ整備など都市構造にも大きな影響を与えることから、建て替え時などにおける郊外への移転の抑制を図る。

まちづくりの経緯及び現況

【まちづくりの経緯】

当市では、昨今の人口減少・少子高齢化や郊外型商業施設の立地やインターネット通信販売の普及等により、中心市街地における歩行者通行量の減少や空き店舗の増加による空洞化が深刻であり、まちの活力が低下している。一方で、中心市街地には、藩政時代の町割りや歴史的・文化的な資源も残されている。また、城下町を中心としたコンパクトな市街地が形成されており、教育・医療機関等の主要な都市機能が中心部へ集約されている。その地域特性を活かし、当市の観光の玄関口となるJR弘前駅と地方民間鉄道である弘南鉄道大鰐線の始発駅である中央弘前駅(地域公共交通網形成計画において、当市の交通の要衝となる中心地区幹線軸の交通結節点として位置付け)の交通結節点としての強化を図り、公共交通ネットワークの形成を促進し、コンパクトシティの実現に向け、持続可能な取組を実施している。

平成27年3月には「弘前市都市計画マスタープラン」の策定、平成28年3月には「中心市街地活性化基本計画」の認定、平成29年3月には「立地適正化計画」を策定しており、将来予想される人口減少や少子高齢化に対応した医療・福祉等の施設の適正配置や、必要な子育て支援・教育文化等の機能及び公共交通の充実と、より一層のまちなか居住の促進を図り、人口密度の維持と持続可能な都市構造を形成するとともに、まちの賑わい創出と更なる中心市街地の活性化を図るために、官民一体となって課題解決に取り組むこととし、スモールエリアでの地域経営手法を検討するためのエリアプラットフォームである中土手町まちづくり推進会議が立ち上がっている。また、平成31年3月には「弘前市総合計画」を策定し、人口減少・少子高齢化が進展する中においても、弘前の風土と安心・快適な暮らしや市民との協働、地域間連携を理念にまちづくりを進めることとしている。

【まちづくりの現況】

当市では、中心市街地活性化基本計画及び立地適正化計画等に基づく具体的な施策として、平成27年度から吉野町緑地周辺整備等PFI事業に着手し、都市再構築戦略事業により、美術館を核とする文化交流拠点として「弘前れんが倉庫美術館」が整備され、令和2年7月にグランドオープンした。「弘前れんが倉庫美術館」においては、賑わいの創出を図るために、市中心部に既に整備されている民間駐車場の利用を促すとともに、PFI事業の附帯事業として、民間の独立採算によりシールドカフェを運営している。加えて、令和2年度には、弘前れんが倉庫美術館を核とした周辺地域においてひろさきウォーカーブル推進会議によりエリア経営のための未来ビジョンの作成や公共的空間を活用した社会実験等が実施されており、今後も新たな日常を創出することでウォーカーブルなエリアを形成する取組が実施される予定である。また、都市機能誘導区域内に立地し、建築家「前川國男」の作品である弘前市立病院については、令和4年3月31日に閉院することから、近接する旧第一大成小学校跡地と併せて、「健康づくりのまちなか拠点」と位置づけて整備し、「健康寿命の延伸」に取り組むこととしている。多くの市民が利用しやすい立地の特性を活かし、「健康」に資する機能を中心に、「交流機能」、「学びの機能」を集約し、連携した効果的な取組を創出するとともに、商業に加えて健康、医療、福祉、子育て、ビジネス、観光など新たな目的や各種イベント、コミュニティの場の創出などにより、中心市街地への来街の促進、滞留時間の増大及び回遊性の向上を目指すこととしている。

課題

- ・中心市街地の商業施設・公共施設のみの整備でなく、周囲に点在する地域資源を関連させた一体的な有効活用がされていない。
- ・まちなかにおいて、協働によるまちづくり活動や地域活動を行う団体、市民、学生の活動や交流の場が求められている。
- ・市民や観光客が歩いてでかけたくなる空間の創出が求められている。
- ・弘前市立病院は市内に8棟現存する建築家「前川國男」の作品の一つであることから、歴史的・文化的資源として活用が求められている。

将来ビジョン(中長期)

【総合計画】

弘前市総合計画(平成31年3月)では、人口減少、少子高齢化が進展する2040年頃を見据え、「みんなで創り みんなをつなぐ あずまいりんご色のまち」を将来都市像として定めており、そこには、まちに活気と活力そして愛着と誇りを生み出し、まちを進化・成長させていきたいという思いを込めている。将来都市像を実現するための政策方針のひとつに、「景観保全と都市基盤の整備による持続可能なまちづくり」を掲げ、交流人口の増加による地域活性化のため弘前ならではの景観資源を効果的かつ適正に保全・活用すること、コンパクトな市街地と郊外集落地が移動しやすく暮らしやすい都市となること等に取り組むこととしている。また、政策方針には「地域共生社会の実現に向けたまちづくり」も掲げ、市民一人ひとりが住み慣れた地域でお互いを尊重し、支え合い、いきいきと暮らせる社会の形を目指している中で、本市の平均寿命は全国平均と比べると短い状況にあることから、健康意識の向上や食育などの健康教育や運動に取り組む健康長寿のまちを目指すこととしている。

【都市計画マスタープラン】

<将来の都市構造>

- ・暮らしを楽しめるまち(暮らしに共感できるまち)
 - ・集約型都市構造(生活の質の向上) * 地域の核を中心とした集約と連携
 - ・弘前ならではの豊かな地域資源の有効活用
 - ・既に整備された都市基盤(既存ストックの活用)
- 上記をコンセプトに将来にわたって地域の特性を活かし、都市機能の効率化を図る【集約型都市構造】都市づくりを進めるとしている。

【立地適正化計画】

<基本方針>

市街地等が公共交通で連動する都市機能が集積したコンパクトなまちの維持

<都市機能>

- ・中心部における既存の都市機能の維持・活用と、更なる都市機能の誘導による賑わいの創出
- ・生活の拠点となる各地域における日常生活を支える都市機能の充実
- ・弘前の求心力を支える広域的な都市機能の維持

<居住>

- ・都市機能や公共交通の維持に資する移住・定住等の推進による人口の確保
- ・居住エリアや都市機能の立地と連動した、より効果的な公共交通の構築
- ・冬でも快適に暮らせる、積雪の多い地方都市に適した居住環境の創出

都市構造再編集集中支援事業の計画

都市機能配置の考え方

・本計画区域は、まちの骨格として地域の拠点形成を図る「ひろさきの都市の魅力の中核を形成する中心地区」に位置しており、百貨店・総合スーパー等の大規模商業施設や救命救急医療及び入院救急医療を担う病院、高等教育機関等といった高次都市機能を維持していくことに加え、高齢者が元気で暮らし続けるために有効な機能の誘導を行っていくこととしている。今回、中心地区にある既存施設を「健康づくりのまちなか拠点」と位置付け、中心地区外にある弘前総合保健センター等を移転し、「健康・交流・学び」に資する機能を集約・再編することで、まちなかの回遊促進と賑わいの再構築を図り、市民が健康で住みよいまちを目指す。

・生活を支える都市機能が備わる地域拠点については、食料品スーパー等の日用品店舗、内科・小児科等の診療所、高齢者福祉施設、子育て支援施設等の住民の日常生活を支える機能が立地しているが、特に、一定規模の生鮮食品を扱う店舗の維持または誘導を行い、全ての地域拠点において備えることを目指す。また、既存の高等教育機関等を維持していくこととしている。

・高等教育機関等が立地した学園地区では、通学における公共交通利用に伴う路線の充実や商業施設をはじめとする生活利便施設の立地など、高等教育機関等が立地し学生が集うことが地域の活性化につながり、魅力ある居住環境の形成・維持に寄与していることから、現在、学園地区及び地域拠点に立地する高等教育機関等を維持していくこととしている。

都市の再生のために必要となるその他の交付対象事業等

目標を定量化する指標

指 標	単 位	定 義	目標と指標及び目標値の関連性	従前値	基準年度	目標値	目標年度
中心市街地の歩行者・自転車通行量	人/日	中心市街地の主な集客施設への来街者数	歴史的・文化的価値のある建物を有効活用し、市民が健康で住みやすいまちづくりを進め、中心市街地への来街者の増加を図り、賑わいを再生する。	17,472	R元年度	23,000	R9年度
中心市街地観光施設等利用者数	人/年	中心市街地の主要観光施設への入込客数	健康に資する機能を中心に、交流、学びに係る機能を集約・再編した施設を整備し、他の観光施設との連携による中心市街地への新たな誘客を図る。	1,998,285	R元年度	2,301,000	R9年度
中心市街地の居住人口の割合	%	市全体人口に対する中心市街地の居住人口割合	中心市街地と周辺の集客施設の整備を連携させ、住みやすい環境を提供することで郊外への人口流出を抑制して交流人口の増加を図り、中心市街地の居住人口の維持を図る。	5.9	R元年度	5.9	R9年度
公示価格	円/㎡	計画地区内における拠点周辺の地価変動(地価公示・県地価調査)	中心市街地に新たな交流拠点を整備することで、まちなかの活性化を図り、拠点周辺の地価(経済的価値)の下落を抑制、維持する。	66,700	R元年度	66,700	R9年度

計画区域の整備方針	方針に合致する主要な事業
<p>【歴史的・文化的資源を活かした健康で住みやすいまちづくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築家「前川國男」の作品である弘前市立病院を閉院後、「健康づくりのまちなか拠点」と位置づけ、健康に資する機能を中心に、多様な世代の交流機能、市民が集い学べる機能を集約し、市民の健康づくり及び交流の場として再編する。 ・地域交流センター機能を備えることで、市民のサードプレイスとして活動する場を創出し、子どもから高齢者まで全ての世代が健康で自立して暮らすことができる「健康寿命の延伸」に取り組む。 	<p>【基幹事業】既存建築物活用事業(高次都市施設):弘前市立病院跡整備(地域交流センター分)</p> <p>【提案事業】地域創造支援事業:立地適正化計画改訂</p> <p>【関連事業】地域生活基盤施設:旧第一大成小学校跡地広場等整備(広場、駐車場)</p>
<p>【賑わい創出と交流人口の増加】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・閉院後の弘前市立病院へ「健康・交流・学び」に資する機能を集約し、旧第一大成小学校跡地はその外部空間として日常的な運動やイベントなどが行える広場等を整備することで、一体的な活用を図る。 ・駐車場については、イベントスペース等の多目的な活用を図る。 	<p>【基幹事業】既存建築物活用事業(高次都市施設):弘前市立病院跡整備(地域交流センター分)</p> <p>【提案事業】地域創造支援事業:立地適正化計画改訂</p> <p>【関連事業】地域生活基盤施設:旧第一大成小学校跡地広場等整備(広場、駐車場)</p>
<p>【歩きたくなるまちなかの形成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エリアプラットフォームによる未来ビジョンの策定及び公共空間の活用とともに、歴史的・文化的な資源や魅力的な公共的空間等をつなぐ導線づくりを図る。 ・土淵川の水辺空間エリア、文化交流エリア周辺地域全体のプロモーション等をトータルコーディネートする人材を公募により登用することで、官民の中間支援と具体的な政策形成を図り、さらには空き店舗活用等を事業としたまちづくり会社の設立を目指す。 ・店舗群の形成を目的としたリノベーションまちづくりを実施することを見据え、空き店舗等を活用するための活用可能性調査及びエリアの経済活動の展開可能性について調査し、河川空間の魅力を活かした設計やアイレベルの向上につなげる。 	<p>【基幹事業】滞在環境整備事業:コーディネーター委託</p> <p>【基幹事業】滞在環境整備事業:エリア再生人材育成プログラム事業</p> <p>【基幹事業】滞在環境整備事業:居心地が良い空間づくり事業</p> <p>【提案事業】事業活用調査:空き店舗等活用サウンディング調査</p>

その他

歩きたくなるまちなかの形成における、市とひろさきウォークラブル推進会議の役割

協定制度等の取り組み

官民連携によるエリアマネジメント方針等				活用する制度														
事業	事業の目的/事業によって解決される課題	事業期間	事業主体(占用主体)	制度別詳細1 [法第46条第10項]	制度別詳細2 [河川敷地占用許可準則22]	制度別詳細3 [都市公園占用許可特例(法第46条第12項)]	制度別詳細4 [都市利便増進協定(法第46条第25項)]	制度別詳細5 [都市再生整備歩行者経路協定(法46条第24項)]	制度別詳細6 [低未利用土地利用促進協定(法46条第26項)]	制度別詳細7 [滞在快適性等向上区域]	制度別詳細8 [滞在快適性等向上区域]	制度別詳細9 [滞在快適性等向上区域]	制度別詳細10 [滞在快適性等向上区域]	制度別詳細11 [滞在快適性等向上区域]	制度別詳細12 [滞在快適性等向上区域]	制度別詳細13 [滞在快適性等向上区域]	制度別詳細14 [滞在快適性等向上区域]	
1	●オープンテラス等による道路空間の活用 民間団体及び民間企業等により、仮設の食事施設等を配置し、歩行者自転車専用道路上のスペースを有効活用したオープンテラスを設置する。	R5~R8	株式会社生き生き市場(虹の마트)	○														

滞在快適性等向上区域における駐車場の配置方針等

取組	取組の目的/取組によって解決される課題	開始時期	制度別詳細11 [滞在快適性等向上区域]	活用する制度 制度別詳細12 [滞在快適性等向上区域]	制度別詳細13 [滞在快適性等向上区域]
1			路外駐車場配置等基準(法第46条第14項第3号イ)	駐車場出入口制限(法第46条第14項第3号ロ)	集約駐車施設(法第46条第14項第3号ハ)

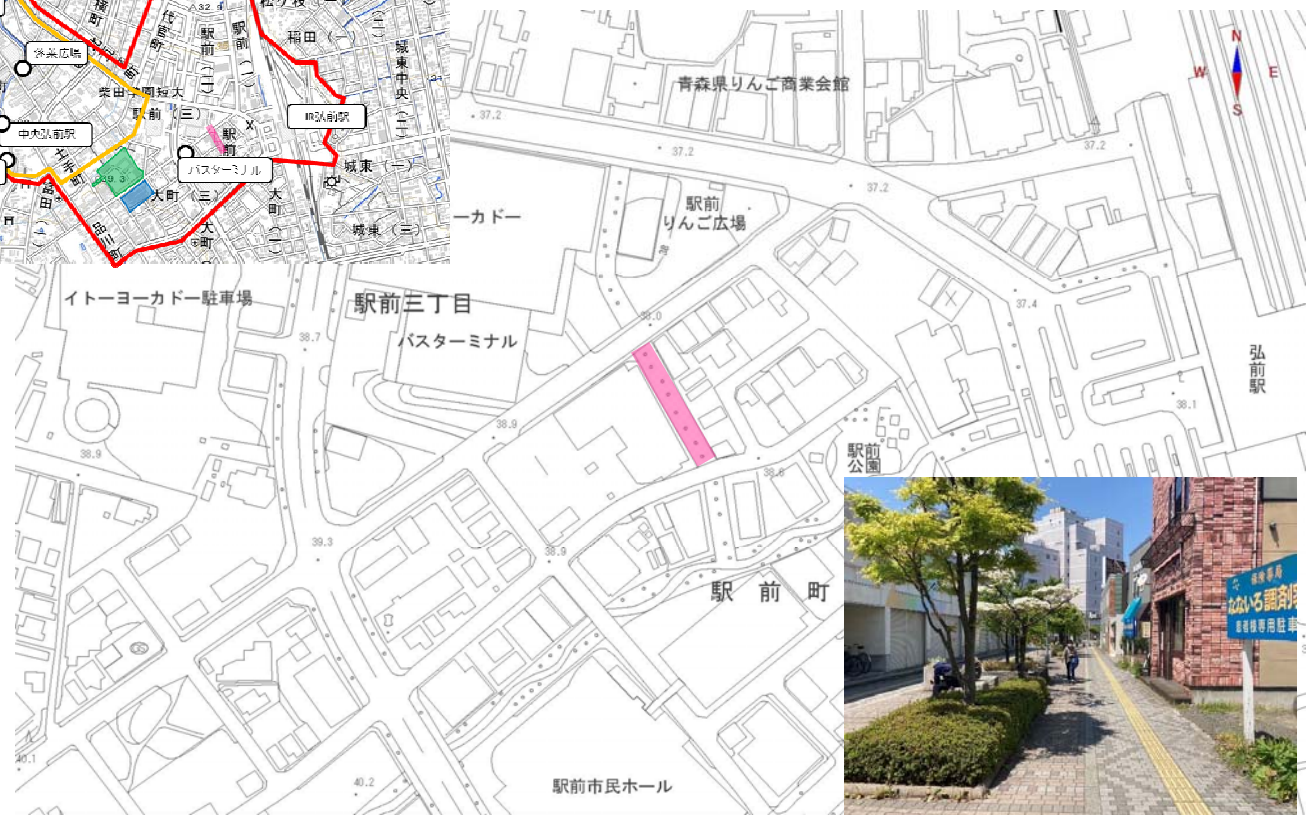
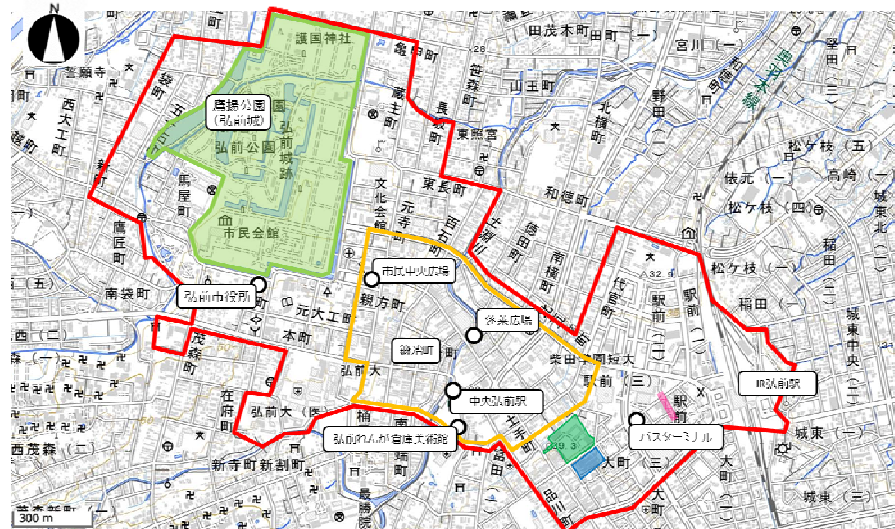
制度別詳細1(道路占用に関する事項)法第46条第10項

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】			
制度の活用計画			
占用対象施設		占用の場所	道路交通環境の維持 及び向上を図るための措置
道路 占用 許可 特例 対象 施設	1	食事施設(仮設オープンテラス) としてイステーブル等 路線名:駅前2号線 駅前町12番地1地先	<ul style="list-style-type: none"> ・食事施設周辺の清掃を実施する ・歩道部にゴミ等が落とされた場合にはこまめに清掃する ・歩行者や自転車の通行路を確保し安全に考慮する
	2		
	3		

制度別詳細1-1(道路占用に関する事項)法第46条第10項 事業番号1

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等の配置を示す地図



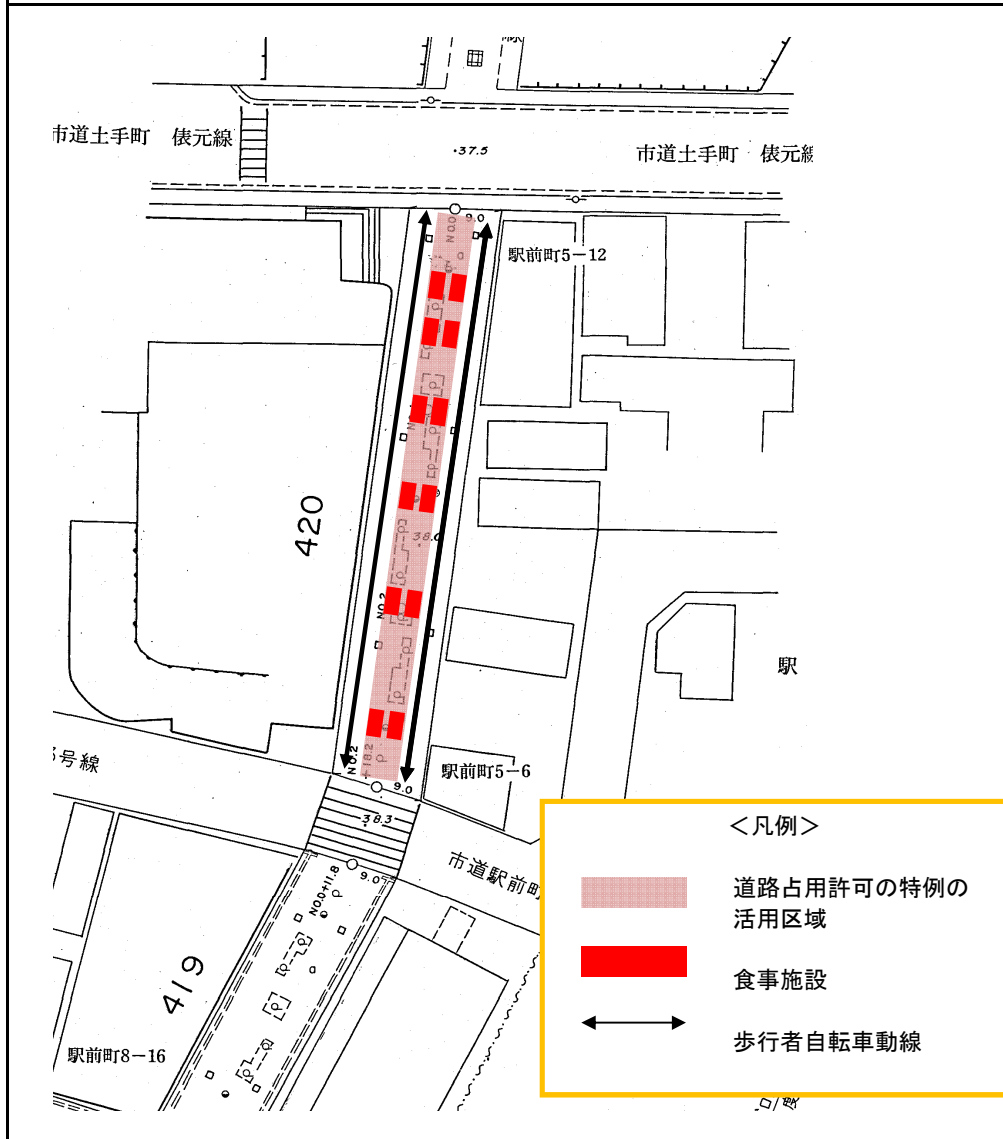
道路占用許可の特例を活用し、
にぎわいのあるまちづくりを行う区域



制度別詳細1-2-①(道路占用に関する事項)法第46条第10項
事業番号1

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

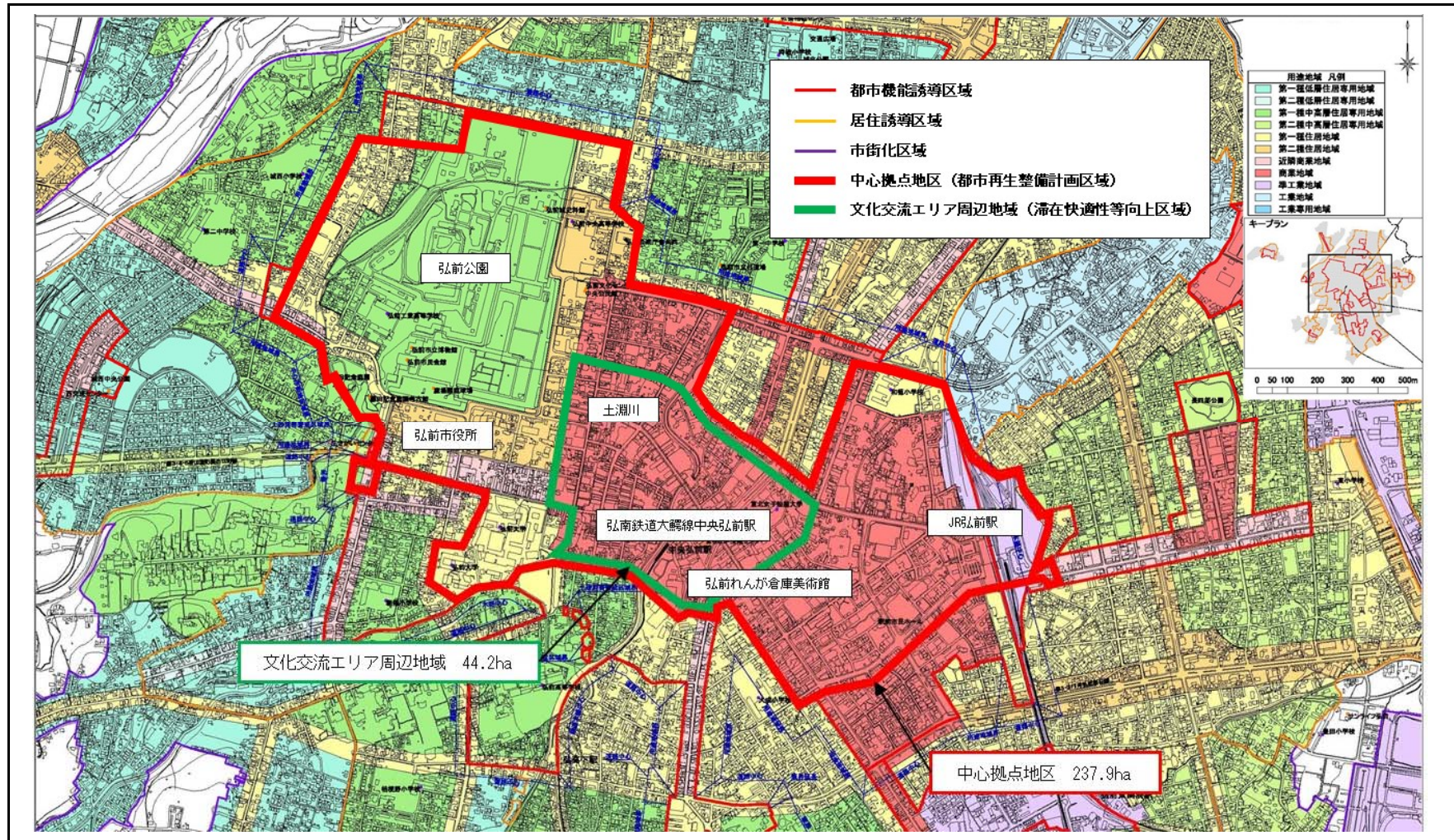


使用するイステーブルのイメージ



断面図

弘前市中心拠点地区(第2期)(青森県弘前市)	面積	237.9 ha	区域	別紙資料のとおり
------------------------	----	----------	----	----------



(別添)計画区域

■次の字、丁目の全部

弘前市大字 駅前一丁目、駅前三丁目、大町三丁目

弘前市大字 下白銀町、五十石町、馬屋町、塩分町、上白銀町、元大工町、大浦町、元寺町、
元寺町小路、百石町小路、下鞆師町、上鞆師町、百石町、元長町、鍛冶町、新鍛冶町、親方町、
一番町、鉄砲町、土手町、西川岸町、北川端町、山道町、上瓦ヶ町、中瓦ヶ町、南瓦ヶ町、駅前町

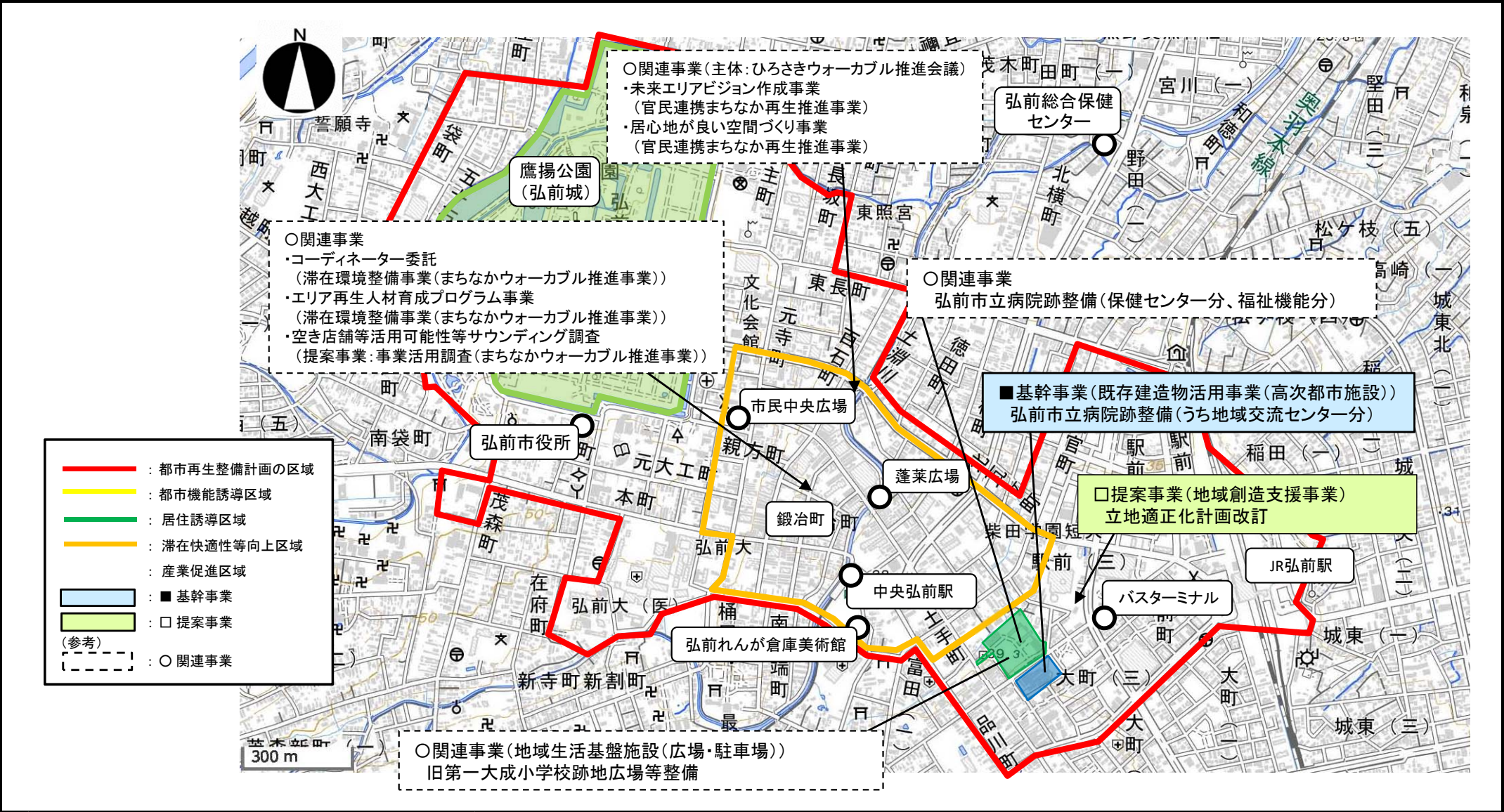
■次の字、丁目の一部

弘前市大字 袋町、紺屋町、亀甲町、鷹匠町、茂森町、森町、本町、相良町、在府町、南塘町、
蔵主町、東長町、和徳町、東和徳町、坂本町、代官町、松森町

弘前市大字 吉野町、品川町、大町一丁目、徒町、徳田町、山下町、桶屋町、南川端町、住吉町、北瓦ヶ町、表町

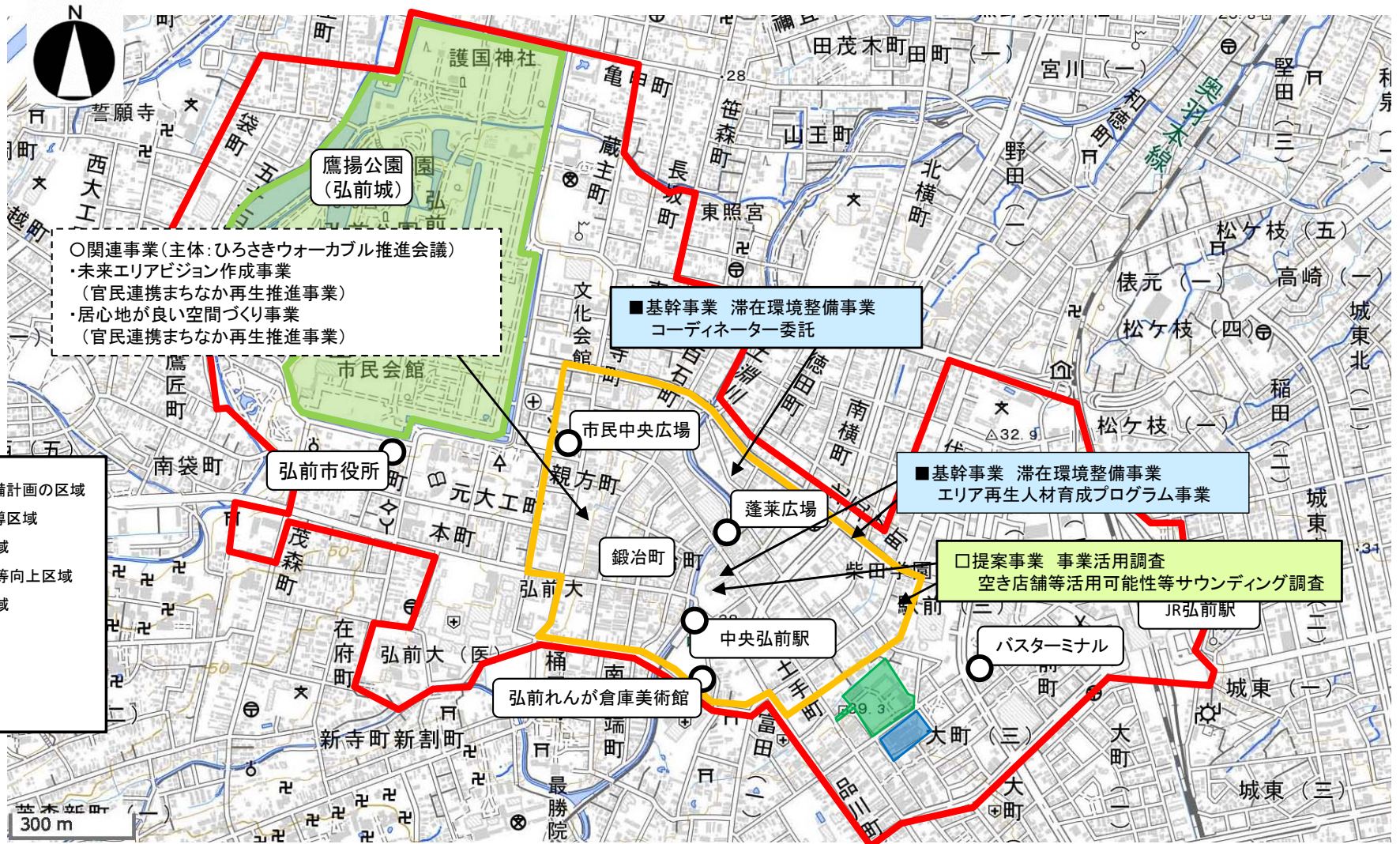
弘前市中心拠点地区(第2期)(青森県弘前市) 整備方針概要図(都市構造再編集中支援事業)

目標	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的・文化的資源を活かした健康で住みやすいまちづくりによる賑わい創出 ・新たな多世代交流拠点の形成による賑わい創出と交流人口の増加、気軽に楽しみ交流できる居場所づくり ・官民が連携した公共的空間等の利活用や創業支援等による居心地が良く歩きたくなる空間づくり 	代表的な指標	中心市街地の歩行者・自転車通行量 (人)	17,472 (R元年度)	→	23,000 (R9年度)
			中心市街地観光施設等利用者数 (人)	1,998,285 (R元年度)	→	2,301,000 (R9年度)
			中心市街地の居住人口の割合 (%)	5.90 (R元年度)	→	5.90 (R9年度)
			公示価格 (円/㎡)	66,700 (R元年度)	→	66,700 (R9年度)



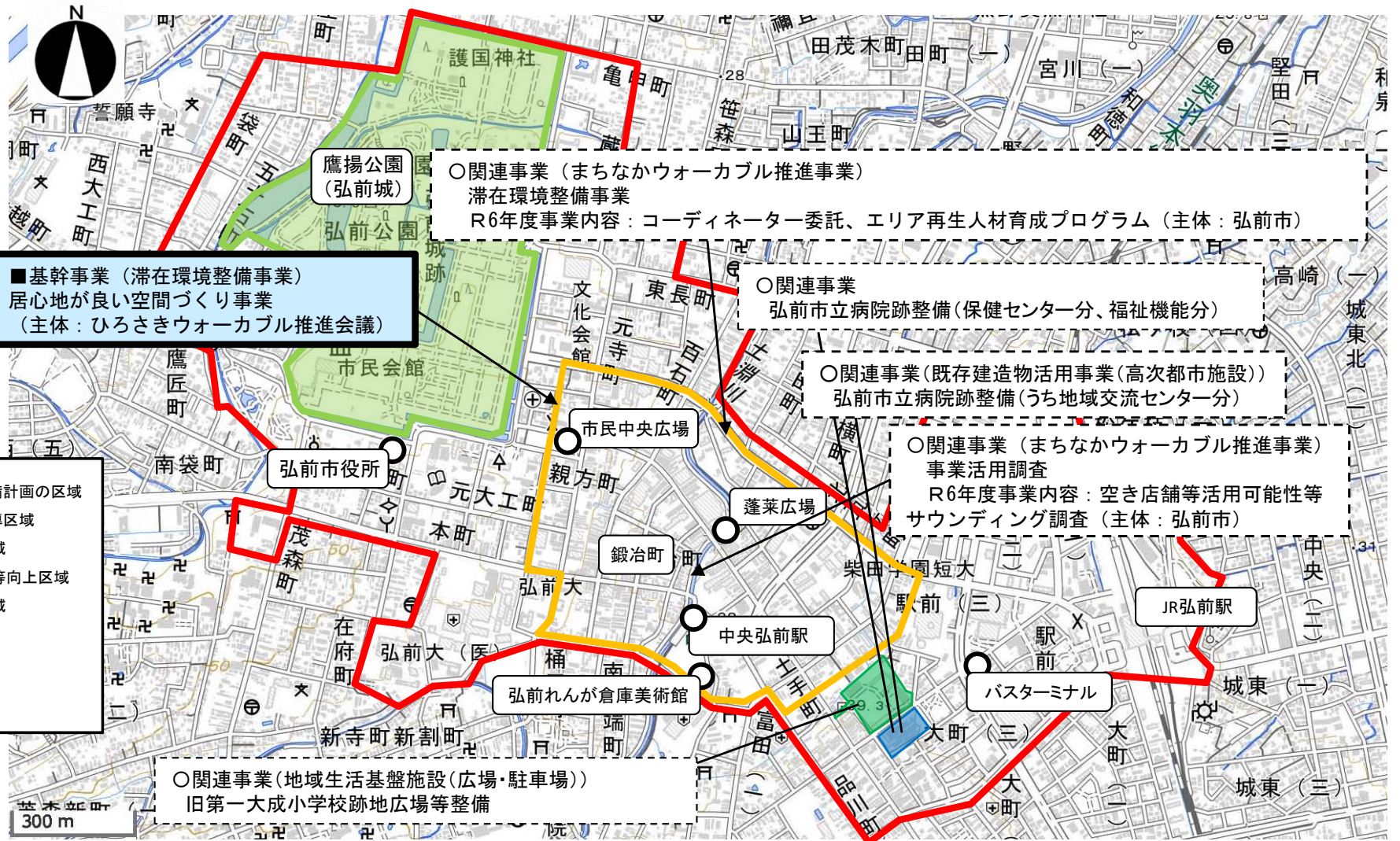
弘前市中心拠点地区(第2期)(青森県弘前市) 整備方針概要図(まちなかウォーカブル推進事業)

目標	・歴史的・文化的資源を活かした健康で住みやすいまちづくりによる賑わい創出 ・新たな多世代交流拠点の形成による賑わい創出と交流人口の増加、気軽に楽しみ交流できる居場所づくり ・官民が連携した公共的空間等の利活用や創業支援等による居心地が良く歩きたくなる空間づくり	代表的な指標	中心市街地の歩行者・自転車通行量 (人)	17,472 (R元年度)	→	23,000 (R9年度)
			中心市街地観光施設等利用者数 (人)	1,998,285 (R元年度)	→	2,301,000 (R9年度)
			中心市街地の居住人口の割合 (%)	5.90 (R元年度)	→	5.90 (R9年度)
			公示価格 (円/㎡)	66,700 (R元年度)	→	66,700 (R9年度)



弘前市中心拠点地区(第2期)(青森県弘前市) 整備方針概要図(まちなかウォーカーブル推進事業)

目標	・歴史的・文化的資源を活かした健康で住みやすいまちづくりによる賑わい創出 ・新たな多世代交流拠点の形成による賑わい創出と交流人口の増加、気軽に楽しみ交流できる居場所づくり ・官民が連携した公共的空間等の利活用や創業支援等による居心地が良く歩きたくなる空間づくり	代表的な指標	中心市街地の歩行者・自転車通行量 (人)	17,472 (R元年度)	→	23,000 (R9年度)
			中心市街地観光施設等利用者数 (人)	1,998,285 (R元年度)	→	2,301,000 (R9年度)
			中心市街地の居住人口の割合 (%)	5.90 (R元年度)	→	5.90 (R9年度)
			公示価格 (円/㎡)	66,700 (R元年度)	→	66,700 (R9年度)

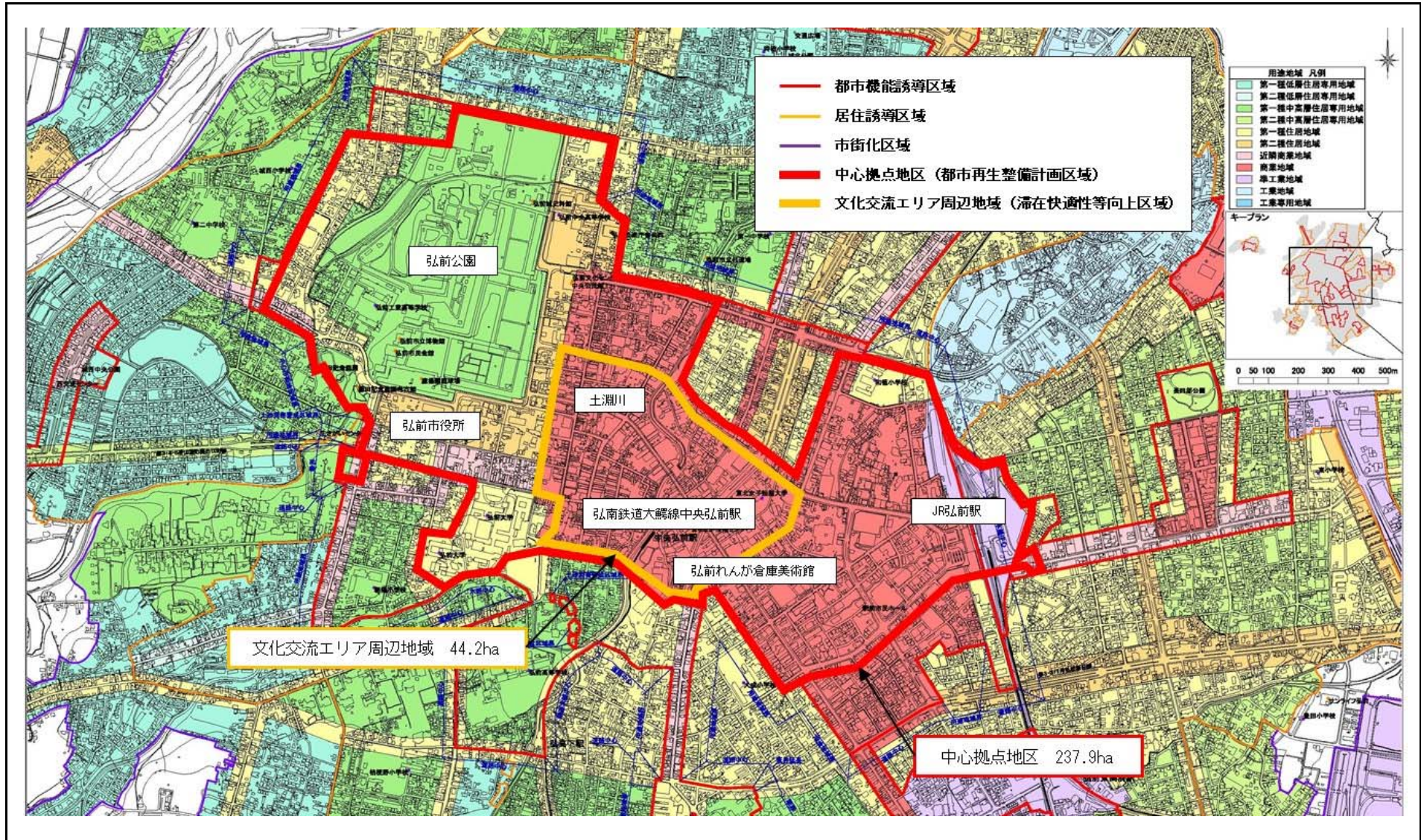


都市再生整備計画の添付書類等

交付対象事業別概要

ひろさき弘前市中心拠点地区(第2期) (青森県ひろさき弘前市)

弘前市中心拠点地区(第2期)(青森県弘前市) 現況図



交付限度額算定表(その1)

各事業の交付要綱に掲げる式による交付限度額の合計(X)	725.2 百万円	規則第16条第1項に基づく交付限度額(Y)	56,377.0 百万円	X ≤ Yゆえ、本計画における交付限度額	725.2 百万円
-----------------------------	-----------	-----------------------	--------------	----------------------	-----------

規則第16条第1項に基づく限度額算定

Au	1,070,550 m ²
-----------	--------------------------

公共施設の上限整備水準

区域面積(m ²)	2,379,000
当該区域の特性に応じて国土交通大臣が定める割合	
○ 区域の面積が10ha未満の地区	0.50
○ 最近の国勢調査の結果による人口集中地区内	0.45
○ その他の地域	0.40

Ci	78,300 円/m ²
-----------	-------------------------

単位面積あたりの標準的な用地費

標準地点数	
公示価格の平均値(円/m ²)	78,300

単位面積あたりの標準的な補償費

当該区域内の戸数密度(戸/m ²)	
標準補償費(円/戸)	44,000,000

Cf	23,000 円/m ²
-----------	-------------------------

控除額	0 百万円
------------	-------

まちづくり交付金とは別に国庫補助事業等により整備する施設

施設名(事業名)	面積(m ²)	国庫補助事業費等(百万円)
合計	0	0

Ap	0 m ²
-----------	------------------

公共施設の現況整備水準

整備水準が明らかになっている類似市街地等からの推定

推定現況整備水準(小数第2位まで)	
推定公共施設面積(m ²)	0

個別公共施設の積み上げ	
--------------------	--

	面積(m ²)	割合
道路	-	
公園	-	
広場	-	
緑地	-	
公共施設合計	0	0

Cnを考慮しない場合の交付限度額(Y1)	54223 百万円
-----------------------------	-----------

ΣCn	4,308,020,000 円
------------	-----------------

下水道

区域面積(m ²)	2,379,000
うち現況の供用済み区域面積(m ²)	
標準整備費(円/m ²)	3,600

○ 地域交流センター等の公益施設(建築物)	4,308,020,000 円
------------------------------	-----------------

上限床面積(m ²)	9,400
標準整備費(円/m ²)	458,300

調整池	0 円
------------	-----

調整池の容積(m ³)	
標準整備費(円/m ³)	140,000

河川	0 円
-----------	-----

河川整備延長(m)	
標準整備費(円/m)	3,700,000

住宅施設	0 円
-------------	-----

建設予定戸数(戸)	超高層		一般	
	合計		0	
標準整備費(円/戸)	超高層	一般		
	北海道特別地区	41,310,000	33,500,000	
	北海道一般地区	38,190,000	30,990,000	
	特別地区	49,120,000	35,690,000	
	大都市地区	37,170,000	30,180,000	
	多雪寒冷地区	41,510,000	32,370,000	
	奄美地区	39,520,000	35,640,000	
	沖縄地区	30,280,000	30,280,000	
	一般地区	33,700,000	28,640,000	

市街地再開発事業による施設建築物	0 円
-------------------------	-----

施設建築物の延べ面積(m ²)	
標準共同施設整備費(円/m ²)	132,000

電線共同溝等	0 円
---------------	-----

電線共同溝等延長(m)	
標準整備費(円/m)	680,000

人工地盤	0 円
-------------	-----

人工地盤の延べ面積(m ²)	
標準整備費(円/m ²)	5,300,000

協議して額を定める大規模構造物等	0 円
-------------------------	-----

大規模構造物等	協議状況	整備費(円)

Cnを考慮した場合の交付限度額(Y2)	56377 百万円
----------------------------	-----------

各事業の交付要綱に掲げる式による交付限度額(活用する交付金の欄のみご記載ください。)

<都市構造再編集中支援事業>

交付限度額(X1)	684.9 百万円
-----------	-----------

<都市再生整備計画事業>

交付限度額(X2)	百万円
-----------	-----

<まちなかウォークアブル推進事業>

交付限度額(X3)	40.3 百万円
-----------	----------

交付限度額算定表(その2)(都市構造再編集集中支援事業)

【当初から都市構造再編集集中支援事業を実施する地区の場合】

※本シートについて、各自治体が交付限度額を算出する上での参考として添付しているものです。事業毎に状況が異なりますので、各自治体の責任において適切に交付限度額を算出するようお願いいたします。

交付要綱に掲げる式による限度額算定(詳細)

○ 交付対象事業費

※水色のセルに事業費等必要事項を入力して下さい。(事業費の単位:百万円)

<都市機能誘導区域内>

交付対象事業費	基幹事業合計(A)	1,353.800
	提案事業合計(B)	16.000
	合計(A+B)	1,369.800

(事業費)
(事業費)
(事業費)

以下の2つの条件それぞれについて、該当する場合は〇を入力。

都市機能誘導区域面積割合が50%以上の場合	
提案事業枠2割拡充の適用	

※都市機能誘導区域面積割合:都市機能誘導区域の面積の市街化区域等(市街化区域又は非線引き用途地域)の面積に占める割合。

<都市機能誘導区域外>

交付対象事業費	基幹事業合計(C)	
	提案事業合計(D)	
	合計(C+D)	0.000

(事業費)
(事業費)
(事業費)

$(10/10 \times (A+B)) + (9/10 \times (C+D))$ ($\alpha 1$)	
※都市機能誘導区域面積割合が50%以上の場合: $(9/10 \times (A+B)) + (9/10 \times (C+D))$	1,369.800 ①
$(10/9 \times (A+C))$ ($\alpha 2$)	
※提案事業2割拡充を適用する場合: $(10/8 \times (A+C))$	1,504.222 ②
交付限度額(①、②の小さい方 $\times 1/2$)	684.900 ③ (国費)

○ 交付限度額、国費率

交付対象事業費(A+B+C+D)	1,369.8
------------------	---------

(事業費)

交付要綱に基づく交付限度額 (③を1万円の位を切り捨て)	684.9 ④ (国費)
国費率	0.500 ⑤ (国費率)

社会資本整備総合交付金交付要綱に掲げる式による限度額算定(詳細)

※水色のセルに事業費等必要事項を入力して下さい。(百万円単位)

単位:百万円

○交付対象事業費(必ず入力) (百万円) (百万円)

交付対象事業費	基幹事業合計(A)	70.000	A (事業費)	1)式で求まる額(5/10*(A+B))	40.000	① (国費)
	提案事業合計(B)	10.000	B (事業費)	2)式で求まる額(5/8*A)	43.750	② (国費)
	合計(A+B)	80.000	(事業費)	上記①、②の小さい方	40.000	③ (国費)
	提案事業割合(B/(A+B))	0.125		国費率(③÷(A+B))	0.500	④ (国費率)

○交付限度額、国費率の算出

交付対象事業費(A+B)	80.0	(事業費)	社会資本整備総合交付金交付要綱に掲げる式による交付限度額(⑬を1万円の位を切り捨て)	40.0	⑬ (国費)
			国費率	0.500	⑭ (国費率)

年次計画(都市構造再編集集中支援事業)

様式(2)-5-1
(事業費:百万円)

基幹事業		事業箇所名	事業主体	交付対象 事業費	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事業	細項目								
道路									
公園									
古都保存・緑地保全等事業									
河川									
下水道									
駐車場有効利用システム									
地域生活基盤施設									
地域生活基盤施設									
高質空間形成施設									
高次都市施設	地域交流センター								
	観光交流センター								
	テレワーク拠点施設								
	子育て世代活動支援センター								
	複合交通センター								
誘導施設	医療施設								
	社会福祉施設								
	教育文化施設								
	子育て支援施設								
既存建造物活用事業	高次都市施設	弘前市立病院跡(地域交流センター分)	弘前市	1,354	7	17	570	570	190
土地区画整理事業									
市街地再開発事業									
住宅街区整備事業									
バリアフリー環境整備促進事業									
優良建築物等整備事業									
住宅市街地総合整備事業									
街なみ環境整備事業									
住宅地区改良事業等									
都心共同住宅供給事業									
公営住宅等整備									
都市再生住宅等整備									
防災街区整備事業									
計				1,354	7	17	570	570	190

提案事業		事業箇所名	事業主体	交付対象 事業費	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事業	細項目								
地域創造 支援事業	立地適正化計画改訂		弘前市	16		6	3	7	
事業活用 調査									
まちづくり活動 推進事業									
計				16	0	6	3	7	0
合計				1,370	7	23	573	577	190
累計進捗率(%)					0.5%	2.2%	44.0%	86.1%	100.0%

(参考)都市構造再編集集中支援事業関連事業		事業箇所名	事業主体	交付対象 事業費	令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度
事業									
合計				0	0	0	0	0	0
累計進捗率(%)					#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!

(参考)関連事業		事業箇所名	事業主体	全体 事業費	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事業									
弘前市立病院跡整備事業	弘前市立病院跡(保健センター分)	弘前市	5116	27	63	2154	2154	718	
弘前市立病院跡整備事業	弘前市立病院跡(福祉機能分)	弘前市	655.6	3.5	8.1	276	276	92	
旧第一大成小学校跡地広場等整備事業	旧第一大成小学校跡地(広場)	弘前市	983.0	6	7	17	572	381	
旧第一大成小学校跡地広場等整備事業	旧第一大成小学校跡地(駐車場)	弘前市	525.0	2	3	8	307	205	
滞在環境整備事業(コーディネーター委託)(まちなかウォーカー推進事業)	土淵川周辺、文化交流エリア周辺地域	弘前市	50	10	10	10	10	10	
滞在環境整備事業(エリア再生人材育成プログラム事業)(まちなかウォーカー推進事業)	土淵川周辺、文化交流エリア周辺地域	弘前市	20	0	5	5	5	5	
提案事業(サウンディング調査、まちなかウォーカー推進事業)	土淵川周辺、文化交流エリア周辺地域	弘前市	10	4	0	6	0	0	
未来ビジョン作成事業及び居心地が良い空間づくり事業(官民連携まちなか再生推進事業)	文化交流エリア周辺地域	ひろさきウォーカー推進会議	7.5	3	4.5	0	0	0	
居心地が良い空間づくり事業	文化交流エリア周辺地域	ひろさきウォーカー推進会議	12	0	0	4	4	4	
合計			7379.1	55.5	100.6	2480	3328	1415	
累計進捗率(%)				0.8%	2.1%	35.7%	80.8%	100.0%	

年次計画(まちなかウォークラブル推進事業)

事業		事業箇所名	事業主体	交付対象 事業費	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
細項目									
道路									
公園									
駐車場有効利用システム									
地域生活基盤施設									
高質空間形成施設									
既存建造物活用事業									
土地区画整理事業									
市街地再開発事業									
バリアフリー環境整備促進事業									
街なみ環境整備事業									
滞在環境整備事業	コーディネーター委託	土淵川周辺、文化交流エリア周辺地域	弘前市	50	10	10	10	10	10
滞在環境整備事業	エリア再生人材育成プログラム事業	土淵川周辺、文化交流エリア周辺地域	弘前市	20		5	5	5	5
計				70	10	15	15	15	15

事業		事業箇所名	事業主体	交付対象 事業費	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
細項目									
地域創造 支援事業									
事業活用 調査	サウンディング調査	土淵川周辺、文化交流エリア周辺地域	弘前市	10	4		6		
まちづくり活動 推進事業									
計				10	4	0	6	0	0
合計				80	14	15	21	15	15
累計進捗率 (%)					17.0%	35.8%	62.0%	80.8%	99.5%

事業		事業箇所名	事業主体	交付対象 事業費	令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度
合計				0	0	0	0	0	0
累計進捗率 (%)					#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!

事業		事業箇所名	事業主体	全体 事業費	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
未来ビジョン作成事業及び居心地が良い空間づくり事業(官民連携まちなか再生推進事業)		文化交流エリア周辺地域	ひろさきウォークラブル推進会議	7.5	3	4.5	0	0	0
居心地が良い空間づくり事業		文化交流エリア周辺地域	ひろさきウォークラブル推進会議	12	0	0	4	4	4
合計				19.5	3	4.5	4	4	4
累計進捗率 (%)					15.4%	38.5%	59.0%	79.5%	100.0%

既存建造物活用事業

既存建造物の従前の用途・活用の必要性等

建築家「前川國男」により設計された弘前市立病院は、1971年の竣工以来約50年に渡り、弘前市民の健康を守る中核的な病院として診療を行ってきたが、弘前市立病院は国立病院機構弘前病院と統合することとなり、令和4年3月31日に閉院する。
本市には「前川國男」の設計による作品が8棟現存しており、これまでも歴史的・文化的価値の建物を保存改修し有効活用することで、その価値を高めるとともに、市民の弘前に対する愛着や誇りを育んできたことから、弘前市立病院も保存改修を行い後世に引き継いでいく。また、近接する旧第一大成小学校跡地と併せて「健康づくりのまちなか拠点」と位置づけ「健康寿命の延伸」に取り組むとともに、多くの市民が利用しやすい立地の特性を活かし、「健康」に資する機能を中心に、「交流機能」、「学びの機能」を集約することで、相互に連携した効果的な取組を創出する。

地域生活基盤施設

単位: 百万円

交付対象施設	施設名 (路線名等)	事業主体	概要 (面積、幅員、 延長、規模等)	交付期間内 事業費	交付期間内事業費内訳			備考
					設計費	施設整備費		
						購入費	移設・改築 費	

高質空間形成施設

単位: 百万円

交付対象施設	施設名	事業主体	概要 (箇所数、規模等)	交付期間内 事業費	交付期間内事業費内訳			備考
					設計費	施設整備費		
						購入費	移設・改築 費	

高次都市施設

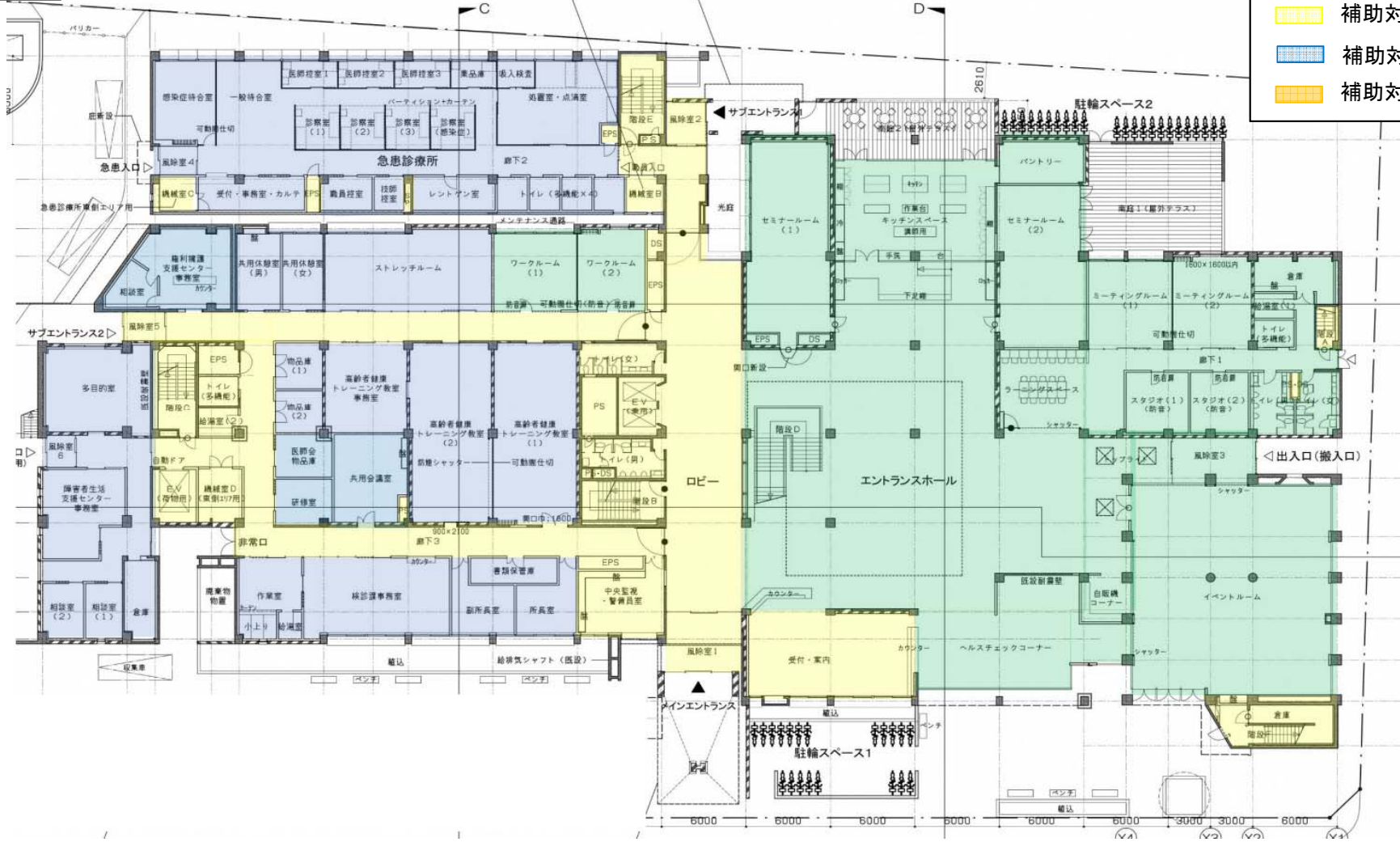
単位: 百万円

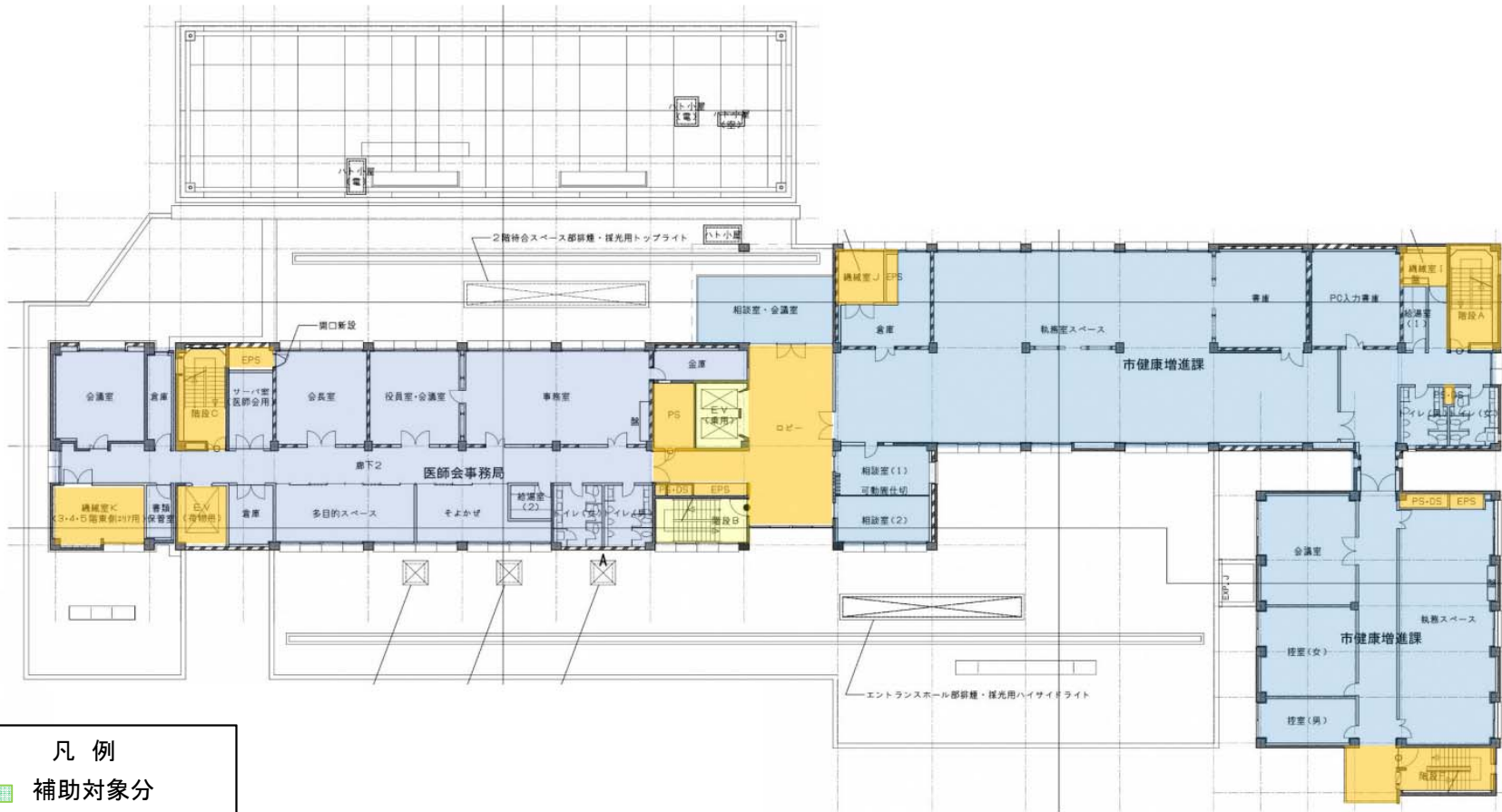
交付対象施設	施設名	事業主体	概要 (面積、規模等)	交付期間内 事業費	交付期間内事業費内訳							備考		
					設計費	施設整備費								
						購入費	賃借料	移設・改築 費	空地等整備 費	情報通信施 設整備費	制振・免震構 造化工事費		防災施設整 備費	
地域交流センター	弘前市立病院跡	弘前市	敷地面積 A=約7,100㎡ 延床面積 A=約2,600㎡	1,354	24			1,330						

- ・施設名ごとに(道路は路線ごとに)1行ずつ記入。足りない場合は、適宜行を追加すること。
- ・「事業主体」欄には、事業の施行者を記入。(間接交付の場合は、交付金事業者ではなく、「第三セクター」等の施行者を記入。)
- ・その他記入上の注意は「地域生活基盤施設」、「高質空間形成施設」、「高次都市施設」のシートと同様。
- ・まちなかウォークアブル推進事業において、高次都市施設として「市民に開かれた民間による公共空間の提供」を行う場合は、備考欄にその旨記載すること。

1F

- 凡例
- 補助対象分
 - 補助対象共用
 - 補助対象外分
 - 補助対象外共用

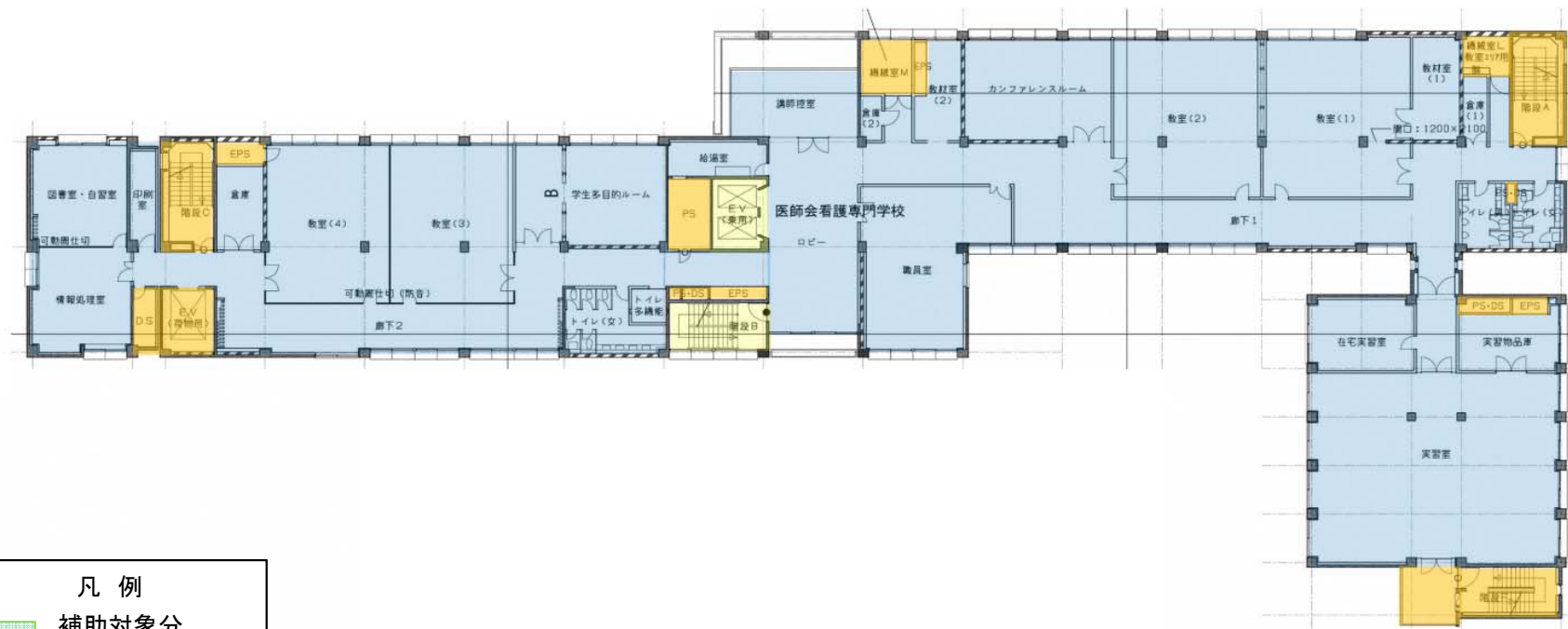




凡例

- 補助対象分
- 補助対象共用
- 補助対象外分
- 補助対象外共用

4F



- 凡例
- 補助対象分
 - 補助対象共用
 - 補助対象外分
 - 補助対象外共用

5F



- 凡例
- 補助対象分
 - 補助対象共用
 - 補助対象外分
 - 補助対象外共用

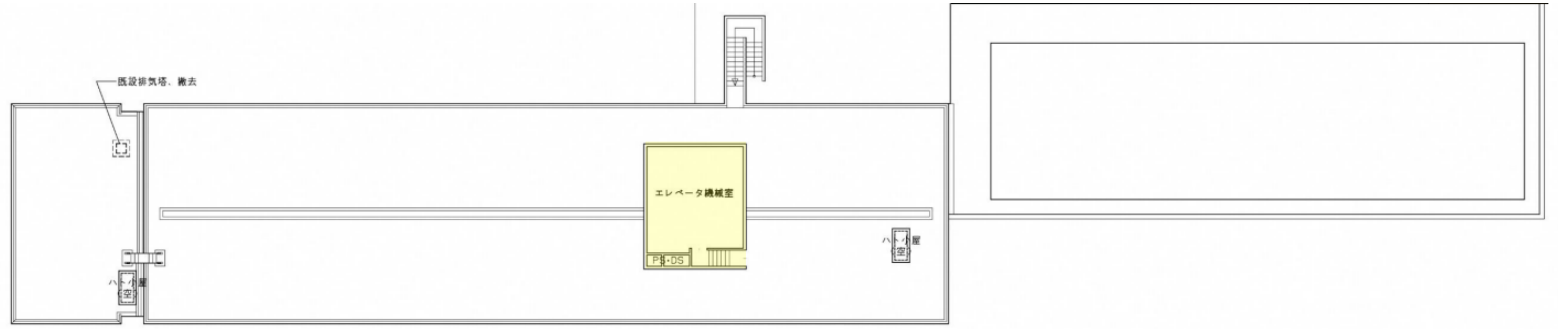
6F



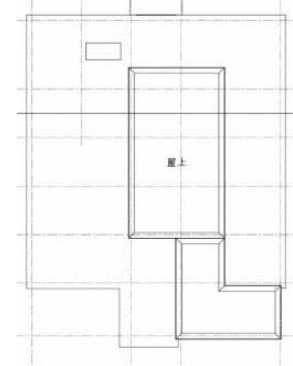
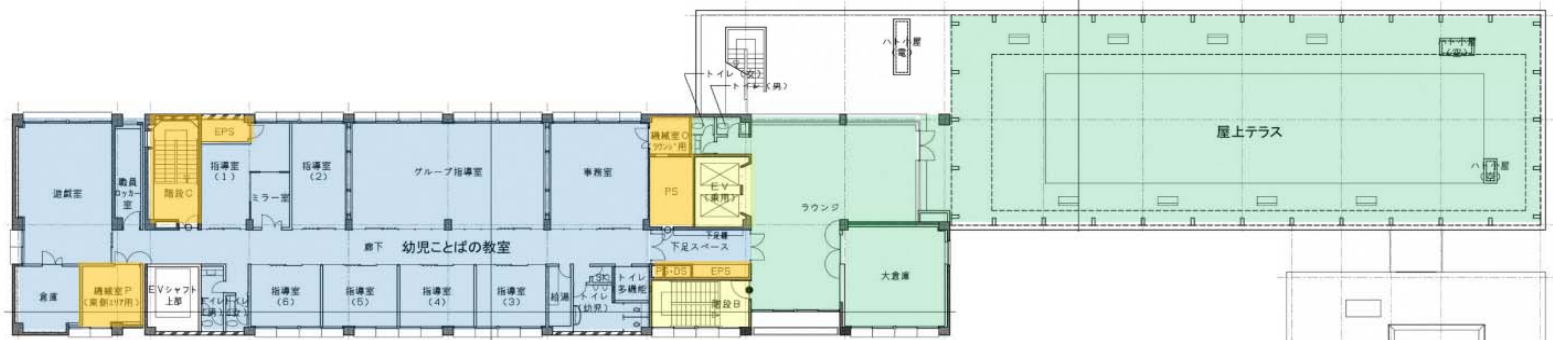
塔屋 (PH) 階平面図



塔屋屋上平面図



屋上 (R) 階平面図



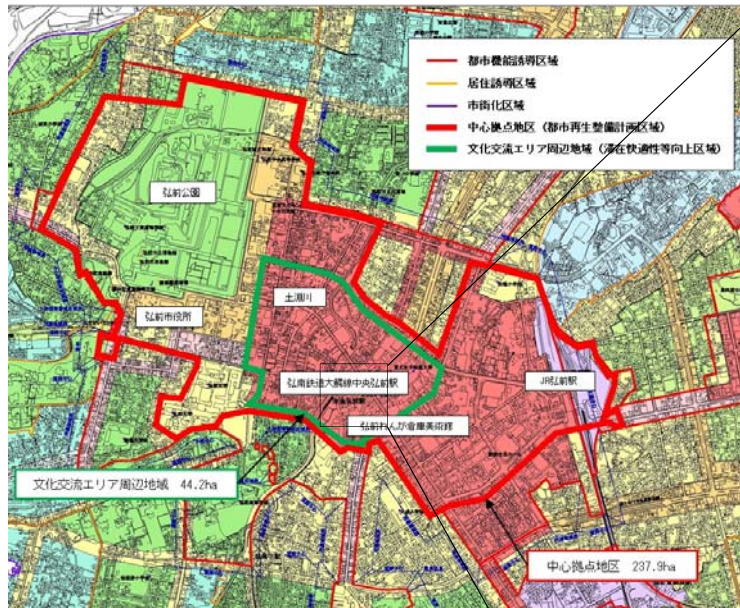
- 凡例
- 補助対象分
 - 補助対象共用
 - 補助対象外分
 - 補助対象外共用

滞在環境整備事業

単位:百万円

項目	施設名／調査内容	事業主体	概要 (箇所数、規模等)	交付期間内 事業費	交付期間内事業費内訳			備考
					設計費	用地費	施設整備費	
滞在環境整備に関する調査等(社会実験、コーディネート等)	コーディネーター委託	弘前市	土淵川の水辺空間エリアを中心に、エリア経営のためのオープンスペースを活用した社会実験を主として実施することに加え、空き店舗の再生に向けた人材育成やプロモーションやトータルコーディネートを行う人材を公募により登用する。なお、徐々にウォークブル区域全域に対象範囲を拡大する。 5ヵ年、1名	50			50	
滞在環境整備に関する調査等(社会実験、コーディネート等)	エリア再生人材育成プログラム事業	弘前市	コーディネーターがエリアの再生を目的とした人材を育成するためのカリキュラムを構築し、その講師を務めることで、参加した民間プレイヤーがコーディネーターのエリア再生及び滞在環境向上の手法を学習する機会を創出し、地区内でコーディネーターと同様の考えを持って活動する人材が育成され、ウォークブルを推進するもの。 4ヵ年	20			20	
合計	—	—	—	82			82	

交付対象平面図(滞在環境整備事業)



- 吉野町緑地からおしゃれに見える水辺空間を演出
- リバーサイドにはスタンドバーカウンター



イメージ



イメージ



施設(高次都市施設・誘導施設)必要性(既存建造物活用事業)

都道府県	青森県	市町村	弘前市
地区名	弘前市中心拠点地区(第2期)		
施設の名称	(仮称)地域交流センター		
事業費(百万円)	864百万円	延べ床面積(m ²)	約2,300m ²
事業期間	R4~R8		
年度計画(百万円)	R4~R5:21百万円(設計)、R6~R8:843百万円(改修)		
事業の熟度	基本構想策定予定(R3.10)	改修等	○ 購入
従前施設の主な用途	病院		
従前施設の建設年	昭和46年		
従前施設の耐震性能	現在全ての場所において構造耐震指標は0.3以上0.6未満となっており、活用にあたっては耐震補強を必要とする。増築部分の一部減築、耐震壁の増強等により耐震補強を行う。		
新施設の主な用途	都市機能誘導区域内(中心地区)にある既存施設を「健康づくりのまちなか拠点」と位置付け、中心地区外にある総合保健センター等を移転し、「健康・交流・学び」に資する機能を集約することとしている。地域交流センター機能を備えることで、市民交流、活動、情報発信の場として幅広い世代の市民に利用される施設とする。		
維持管理費(人件費含む)	38,940千円/年		
支援対象	会議室、多目的コミュニティスペース(市民交流、地域活動スペース)		
ハコモノ要件	○	①維持管理費を算出し国に提出している	
	○	②郊外からの移転・統廃合・他施設との合築・個別施設計画・PRE活用計画への明確な位置付け	
	○	③三位一体改革で税源移譲対象となっていない	
	○	④他省庁の補助制度がない ※他省庁へ補助制度がないことを確認すること。	
必要性等	<p>・市民等懇談会において、まちなかに協働によるまちづくり活動や地域活動を行う団体、市民、学生の活動や交流の場が求められていることから、中心市街地に位置し多くの市民が利用しやすい場所に立地する既存施設を活用し、「健康・医療・福祉」「多様な学び」に加え、「多世代の交流」に資する拠点となることを目指すものである。</p> <p>・健康に資する機能を中心に、交流機能、学びの機能を集約し、連携した効果的な取組を創出するとともに、商業に加えて健康、医療、福祉、子育て、ビジネス、観光など新たな目的や各種イベント、コミュニティの場の創出などにより、中心市街地への来街の促進、滞留時間の増大及び回遊性の向上を図るものである。</p>		
利用見込み	<p>当該既存施設は建築家「前川國男」の作品であり、本市の歴史的・文化的資源であることから多くの市民の利用が見込まれる。また、健康に資する機能、学びの機能を併設することにより、様々な用途の利用が見込まれる。</p>		
年間	82,000人		

施行地区要件確認シート

活用する事業	都市構造再編集集中支援事業
---------------	---------------

都市構造再編集集中支援事業を活用する場合		
確認事項	チェック	記載事項等
1) 立地適正化計画(都市機能誘導区域・居住誘導区域ともに設定)が策定されているか。	○	策定時期:平成29年3月
2) 都市機能誘導区域を定めた立地適正化計画に都市計画区域外の地域生活拠点の位置付けがあるか。 ※地域生活拠点で事業を実施する場合のみ。		
3) 地域生活拠点は、都市機能誘導区域を含む立地適正化計画を有する市町村(基幹市町村)の都市機能誘導区域から公共交通により概ね30分で到達できる区域か。 ※地域生活拠点で事業を実施する場合のみ。		
4) 都市再生整備計画に基づき実施される事業等が立地適正化計画の目標に適合しているか。	○	
5) 居住誘導区域を定めない区域を規定する法第81条第19項に反して居住誘導区域を定めていないか。	○	
6) 原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域を規定する都市計画運用指針に反して居住誘導区域を定めていないか。	○	
7) 市街化調整区域で都市計画法第34条第11号に基づく条例の区域を図面、住所等で客観的に明示していない等不適切な運用が行われていないか。	○	
8) 事業実施区域が交付要綱第2条の3に定める区域と適合しているか。	○	

施行地区要件確認シート

活用する事業	まちなかウォークアブル推進事業	支援型	コンパクトシティ支援型
--------	-----------------	-----	-------------

都市再生整備計画事業(社会資本整備総合交付金)を活用する場合		
確認事項	チェック	記載事項等
①コンパクトシティ支援型		
1) 以下のいずれかの市町村に該当するか。(①or②の該当する項目に「○」)		
① 立地適正化計画策定に向けた具体的な取組を開始・公表しており、原則として5年経過するまでに、計画を作成することが確実か。	○	平成29年3月31日公表
② 立地適正化計画によらない持続可能な都市づくりを進めている市町村か。 i) 市街化区域内の人口密度が40人/ha以上あり、当該人口密度が統計上今後概ね維持される		
2) 以下のいずれかの区域に定められているものであるか。(①～③の該当する項目に「○」)		
① 市街化区域又は区域区分が定められていない都市計画区域において設定される用途地域内のうち以下のいずれかに該当する区域であるか。 ・鉄道・地下鉄駅※から半径1kmの範囲内 ・バス・軌道の停留所・停車場※から半径500mの範囲内 ※ピーク時運行本数が片道で1時間当たり3本以上あるものに限る。	○	中土手町バス停および下土手町バス停から半径500mの範囲内
② 市街化区域等内のうち、直前の国勢調査の結果に基づく人口集中地区(今後、国勢調査の結果に基づく人口集中地区に含まれると見込まれる区域を含む。)であり、デマンド交通等の公共交通による利便性確保を図る区域 ・拠点となる施設から半径500mの範囲内		
③ 市町村の都市計画に関する基本的な方針等の計画において、都市機能や居住を誘導する方針を定めている区域。		
②観光等地域資源活用支援型		
1) 以下のいずれかに関する計画があるか。(①～④の該当する項目に「○」)		
① 歴史まちづくり法に基づく歴史的風致維持向上計画 ② 観光圏整備法に基づく観光圏整備実施計画 ③ 文化観光推進法に基づく文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進に関する計画 ④ その他()		○○に基づく○○観光圏整備計画
2) 都市再生整備計画において当該市町村における都市のコンパクト化の方針が記載されており、当該区域の整備が都市のコンパクト化と齟齬がないと認められる区域であるか。(市街化区域等を除く)		
③地域生活拠点支援型		
1) 都市機能誘導区域を定めた立地適正化計画を有する市町村(基幹市町村)の都市機能誘導区域から公共交通により概ね30分で到達できる地区か。		
2) 以下のいずれかの地区に該当するか。(①or②の該当する項目に「○」)		
① 基幹市町村及び都市計画区域を有しない市町村(連携市町村)が共同して作成した広域的な立地適正化の方針において、連携市町村における概		
② 基幹市町村及び連携市町村が共同して作成した広域的な立地適正化の方針と整合した、連携市町村による市町村管理構想又は地域管理構想		